

伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）  
交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰等による影響を受けている商店街の活性化及び消費者への支援を図ることを目的とした、市内商店会等におけるプレミアム商品券事業を支援するため、予算の範囲内において伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における「商店会等」とは、次に掲げる団体で、市内に所在するものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された団体
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された団体
- (3) 前各号のほか、法人化されていない任意の商店会団体で、規約等により代表者の定めがあるもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象とするもの（以下「補助対象者」という。）は、商店会等であって、神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けたものとする。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、商店会等が県補助金の交付決定を受けて実施するプレミアム商品券事業（近接する複数の商店会等が連携して実施する場合を含む。）とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費とし、その範囲は別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

（補助額の算出方法等）

第6条 補助額は、補助対象経費に別表の補助率を乗じた額又は補助上限額のいずれか少ない方の額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 市、県及び国の補助額の合計が補助対象経費の総額を超えないものとする。  
(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金(第3弾)交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、令和8年2月27日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 県補助金の交付決定通知書の写し
- (4) 補助交付申請額算出表
- (5) 組合員(会員)名簿の写し
- (6) プレミアム商品券発行事業に係る約款等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 同一の補助対象者による補助金の申請は、同一年度内で1回を限度とする。  
(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきと決定したときは伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金(第3弾)交付決定通知書(第2号様式)により、交付すべきでないとは決定したときは伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金(第3弾)不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(事業の内容の変更及び中止)

第9条 補助金の交付の決定を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容若しくは経費の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金(第3弾)変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)に県補助金の変更承認通知書又は中止(廃止)承認通知書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があり、審査等の結果、変更、中止又は廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金(第3弾)変更(中止・廃止)承認決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金(第3弾)実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 別表に定める広告宣伝費等に係る領収書等の写し

- (3) 別表に定める事務費用等に係る経費支出等の証拠書類の写し
- (4) 県補助金の確定金額が分かる書類（確定通知書の写し又は県補助金振込金額が分かる書類の写し等）
- (5) 県補助金の交付決定額と確定額が相違する場合にあっては、県補助金に係る次に掲げる書類の写し
  - ア 実績報告書
  - イ 補助事業報告書
  - ウ 商品券プレミアム分補助対象経費計算表
  - エ 店舗別プレミアム商品券換金状況報告書
  - オ 経費支出の証拠書類

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告があり、補助金の確定を行った結果、第8条の交付決定の額と確定額が相違する場合は、伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 交付金は、対象事業が完了した後において交付するものとする。

2 前項の規定により交付金の交付を受けようとするときは、伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）請求書（第8号様式）に伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業補助金（第3弾）交付決定通知書、又は伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業と異なる用途に使用したとき。

（書類の整備等）

第14条 交付決定者は、補助後の効果検証について、県に提出した効果検証報告書の写しにより、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度が終了した日から20日以内に市長に報告しなければならない。

（補助後の効果検証）

第15条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及

び証拠書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了した日から5年間保存するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和7年7月4日告示第149号)

この告示は、令和7年7月7日から施行し、同年4月2日以後に県補助金の交付決定を受けて実施する補助事業に要した経費について適用する。

別表（第5条関係）

補助項目	補助対象経費	補助率	補助上限額
県補助金 対象経費	プレミアム(割増)分経費 商品券印刷費	補助対象経費 の1/2以内	2,000,000円。 ただし、複数の商店会等 が連携して実施した補 助事業に対しては、団体 数及びその正会員数に 応じて増額し、最大5, 000,000円とす る。
広告宣伝 費等	ポスター、チラシ等の印 刷費及び広告掲載費用 等。ただし、県補助金の対 象経費に含まれるものは 除く。	補助対象経費 の10/10 以内	1,500,000円
事務費用 等	委託費、システム利用料、 振込手数料等。	補助対象経費 の10/10 以内	500,000円

第1号様式（第7条関係）

伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

申請者名及び  
代表者氏名

電話番号

伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の内容  
別添のとおり
- 2 交付申請額  
金 円
- 3 補助事業の着手から完了までの予定  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 交付申請額算出方法  
別添のとおり
- 5 添付書類
  - (1) 補助事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金  
交付決定通知書の写し
  - (4) 補助交付申請額算出表
  - (5) 組合員（会員）名簿の写し
  - (6) プレミアム商品券発行事業に係る約款等の写し
  - (7) その他市長が必要と認める書類

補助対象者の構成

- 単独  
 2者以上の連携

（上記いずれかの□にレ点をご記入ください。）

第2号様式（第8条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）交付決定通知書

住所又は  
所在地

申請者名及び  
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 交付条件  
補助金は、当初の目的以外に使用しないこと

（事務担当は、 ）

伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）  
不交付決定通知書

住所又は  
所在地

申請者名及び  
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）について、次の理由により交付しないことと決定したので、伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

伊勢原市長



（交付しない理由）

（教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えはその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（事務担当は、 ）

第4号様式（第9条関係）

伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

申請者名及び  
代表者氏名

---

電話番号

---

次のとおり伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容  
（変更（中止・廃止）前）

（変更（中止・廃止）後）

- 2 変更（中止・廃止）の理由

- 3 添付書類

- 神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金変更承認通知書の写し  
神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金中止（廃止）承認通知書の写し  
（上記いずれかのにレ点をご記入ください。）

第5号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）変更（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は  
所在地

---

申請者名及び  
代表者氏名

---

年 月 日付で提出されました変更（中止・廃止）承認申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第6号様式（第10条関係）

伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

申請者名及び  
代表者氏名

---

電話番号

---

年 月 日付で交付決定を受けた伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）に係る実績を次のとおり報告します。

1 交付決定額

2 実績額

3 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業の支出を証する書類（※広告宣伝費・事務費用等該当分のみ）
- (3) 県補助金の確定額が分かる書類（神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金確定通知書の写し又は県補助金振込金額が分かる書類の写し等）
- (4) 神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金実績報告関連書類  
（※交付決定額と確定額が相違する場合のみ）

伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）確定通知書

住所又は  
所在地

申請者名及び  
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 補助金確定額 円

（事務担当は、 ）

第8号様式（第12条関係）

伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

申請者名及び  
代表者氏名

㊞

電話番号

交付決定のありました伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

1 請求額 円

2 振込先金融機関

金融機関名			
本・支店名			
口座種別	普通 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

3 添付書類

- 伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）交付決定通知書の写し
- 伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金（第3弾）確定通知書の写し

（上記いずれかの□にレ点をご記入ください。）